



奨学資金支援事業

■ 事業について

【目的】

高校や大学などへの修学に係る教育資金の返済の一部を助成するとともに、若者の地元への定着を促し、未来の立山町を担う優秀な人材の育成及び確保を目的としています。

【内容】

教育ローン等返済応援補助金は、高校や大学などに進学するため教育ローン等を利用する方に対し、就職後に発生する返済額の最大8割を10年間にわたり補助する制度です。学校を卒業後、就労し町に住み続けること等が条件です。

- ① 米百俵基金に寄付いただいた企業に就職した場合
 - 高校等・県内の大学等 8割または20万円
 - 県外の大学等 8割または40万円
- ② ①以外の場合
 - 高校等・県内の大学等 7割または16万8,000円
 - 県外の大学等 7割または33万6,000円

必要なお金		418万円	
費用の内訳		財源	
教育ローン等返済応援補助金	418万円	基金（米百俵基金）	418万円

【対象者】

- ①就学者が対象学校を卒業後、就職し、町に住所を有してから1年以上経過し、かつ引き続き町に住所を有すること。
 - ②就学者が町民税の納税義務者であること。
 - ③就学者が町税を滞納していないこと。
 - ④取扱機関からの融資等の返済の滞納がないこと。
- ※補助金の申請のためには、事前に認定申請を提出し、認定を受けている必要があります。

